

令和 7 年度
産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業
審査要項

令和 8 年 2 月 13 日
文部科学省初等中等教育局長
(令和 8 年 7 月 23 日一部改正)

「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」(以下「本事業」という。)の公募に申請された改革先導拠点に係る事業計画の採択に当たり、文部科学省に設置する「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)は、本要項に定めるところにより、事業計画の採択に係る審査(以下「審査」という。)を実施する。

I. 審査方法

1. 審査体制

事業計画の採択に係る審査は、文部科学省において開催する外部有識者からなる審査委員会にて行う。審査委員会には委員長を置くこととする。

申請多数の場合には、(別添)で定める複数の分科会を開催することができる。

各分科会には分科会長を置くこととする。

2. 審査方法と採択の決定

(1) 審査委員会(分科会を含む。以下同じ。)は、都道府県から提出された書類による仮評価を実施したうえで、ヒアリング審査により都道府県からの説明を聴取し、改革先導拠点ごとに評価点を確定し、採択又は不採択を判定する。

(2) 審査委員会の書面による仮評価は、以下の流れにより実施する。

- ① 都道府県から順次提出された申請書類等は、準備が整い次第、審査委員会の各委員に送付される。
- ② 各委員は、まず、都道府県から申請された内容(以下「提案」という。)が、Ⅱ. 1. の必須項目を全て満たしているかどうかを確認した上で、Ⅱ. 2. の審査項目ごとに仮評価点をつけ、委員長(分科会長を含む。以下同じ。)に報告する。
- ③ 委員長は、各委員から集めた仮評価結果を確認し、Ⅱ. 1. の必須項目について 1 つでも満たしていない観点がある場合は、各委員への確認・調整を図ったうえで、なお、満たしていないと判断する場合には、文部科学省へ報告する。この場合は、ヒアリング審査を実施せず、不採択とする。

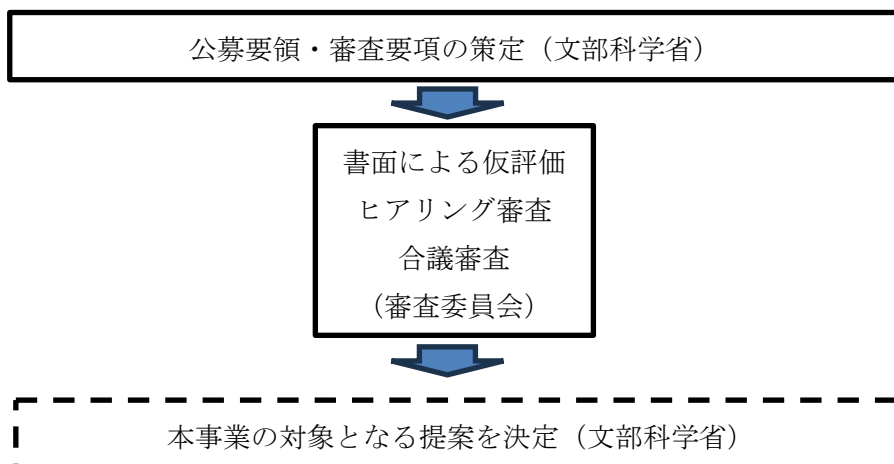
(3) ヒアリング審査による採択又は不採択の判定(以下「本審査」という。)は、以下

のとおり実施する。

- ① 都道府県からのヒアリング審査を踏まえて、各委員は、仮評価を修正することができる。なお、委員長及び委員は、文部科学省に対し、提案の妥当性について意見を聴取することができる。
- ② 委員長は、審査結果について委員と合議審査を行い、各委員の評価や評価の基となった判断の理由等を確認することができる。なお、特定の委員の評価が他の多数の評価結果と大きく異なる場合は、委員長は、当該評価結果に係る委員から、その評価の基となった判断の理由を確認するものとする。
- ③ 審査委員会は、各委員の評価点を審査項目ごとに平均し、最低基準点を全ての審査項目で満たしているかを確認する。
- ④ 全ての審査項目で最低基準点を満たしており、かつ合格基準点を満たしている改革先導拠点の提案について、採択候補として、文部科学省に報告する。
また、審査委員会の場で事業の実施に当たり留意すべき事項が提起された場合は、委員長は、当該事項を併せて文部科学省に報告するものとする。
- ⑤ 全ての審査項目で最低基準点を満たしているが合格基準点を満たさない改革先導拠点の提案及び審査項目のいずれか 1 つ以上で最低基準点を満たさない改革先導拠点の提案については、審査委員会として不採択理由を付して、不採択候補として、文部科学省に報告するものとする。

(※) 最低基準点及び合格基準点は、高等学校等教育改革促進基金等の推進等に係る有識者会議での議論を踏まえ、文部科学省において決定する。

(4) 文部科学省は、委員長から本審査の報告を踏まえ、本事業の対象となる都道府県の提案を決定する。



3. 審査スケジュールのイメージ

<第1回申請から第3回申請に係る審査>

- (1) 令和8年2月13日（金）から公募を行い、3回の締切日を設定。
- (2) 初回の締切日を令和8年2月27日（金）12時、2回目の締切日を令和8年3月31日（火）12時、3回目の締切日を令和8年5月15日（金）12時とする。
- (3) 審査については、申請を受理してからおおむね1か月以内で行うこととする。ただし、申請が特定の締切日に集中した場合は、この限りではない。

<追加公募分に係る審査>

- (1) 令和8年7月23日（木）から公募を行い、2回の締切日を設定。
- (2) 初回の締切日を令和8年8月10日（月）12時、2回目の締切日を令和8年9月11日（金）12時とする。
- (3) 審査については、申請を受理してからおおむね2か月以内で行うこととする。

II. 審査方針

1. 必須項目

- (1) 以下の観点全てを満たした提案となっているか確認することとする。

ア 「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン～2040年に向けた「N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」(令和8年2月13日付け文部科学省)に沿った高校教育改革を実施するための体制を構築していること。

イ 都道府県として、全ての類型について提案がなされていること。

ウ 都道府県として、改革先導拠点のいずれかで、「地域と連携・協働した学力向上・学習支援」を実施する計画としていること。

エ （指定都市立・市町村立の高校を改革先導拠点に指定する場合）改革先導拠点の設置者たる指定都市・市町村が、都道府県全域の高校教育改革に貢献し、都道府県と一体となって、将来的な都道府県内の高校教育の在り方について検討を行うこととされていること。

- (2) 必須項目の確認に当たっては、以下（表1）に基づき判断することとする。

（表1）必須項目の確認区分

区 分	確 認
○	申請要件を満たしている
×	申請要件を満たしていない

2. 審査基準等

- (1) 委員は、各都道府県の申請書類及び申請内容に係るヒアリングを基に、(表2)に基づき、絶対評価で都道府県単位の評価と改革先導拠点単位の評価を行う。
- (2) 評定は、都道府県単位の評価と改革先導拠点単位の評価を、改革先導拠点ごとに合算して、100点を満点とする。
- (3) 1つの改革先導拠点において、複数の類型を選択する場合は、類型別の評価の観点について、それぞれの類型ごとに評価を行い、その平均点を評価点とする。

(表2) 審査項目及び配点

区分	審査項目	評価の観点
都道府県単位の評価(30点)	都道府県における課題設定、改革先導拠点の選定(10点)	・ 教育委員会事務局のみならず、首長や関係部局、大学等、地域の関係者や産業界等も関わり、地域別就業構造の推計、人口の将来推計などを踏まえた、都道府県における人材育成上の課題設定が、明確かつ妥当であるか。 ・ 類型ごとに選定された改革先導拠点の選定理由が、明確かつ妥当であるか。
	都道府県における推進体制、外部機関との連携・協働、取組・成果普及の方略(20点)	・ 教育委員会事務局のみならず、首長や関係部局、大学等、地域の関係者や産業界等も関わる会議体の設置等の継続的な推進体制を構築する、具体的かつ妥当な提案となっているか。 ・ 地域の人材育成方針や課題を共有し、大学等や産業界等とそれぞれの役割分担を明確にして取組に生かすことのできる、具体的かつ妥当な提案となっているか。 ・ 教育委員会において実施する教員研修の実施や教員の人事異動等、改革先導拠点の取組・成果を域内に展開する方略が、具体的に設定されているか。
改革先導拠点単位	改革先導拠点における教育改革の内容、目標設定(35点)	・ 類型ごとに設定した目標を実現するために改革先導拠点で行う教育改革の取組が、当該学校の特色や強みも生かしつつ、具体的に設定され、優れた内容となっているか。

の 評 価 (70 点)		・ 地域の実情も踏まえ、改革先導拠点にふさわしい、新規性や独自性のある内容が設定されているか。 ・ 改革先導拠点における教育改革の取組が、一部の生徒のみを対象としたものではなく、学校全体として取り組む計画となっているか。 ・ 校長のリーダーシップの下に進める、スクール・ミッションやスクール・ポリシーに基づく学校運営や教育活動の具体化、生徒の学びの成果や課題の把握と学校評価等を活用した教育活動の改善への反映、公表の仕組み（生徒・保護者の学校理解促進のための情報の公表を含む。）について設定されているか。 ・ 設定した人材育成上の課題に対して、類型ごとに選定された改革先導拠点における目標設定が、明確かつ妥当であるか。 ※以下、類型別の評価の観点とする。 【アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援】 ・ デジタル技術等の先進的な技術を活用し、地域社会・経済を支える人材として、育成すべき人材像や身に付けさせたい資質・能力等が明確に定められた計画となっているか。 ・ それらを実現するために、産業界等との連携による授業・実習などが継続的な取組としてカリキュラムに反映され、実践的・探究的な学びを実現する内容となっており、その内容に具体性があるか。 ・ 専門職人材育成の魅力を高める計画となっており、域内の中学生や保護者を含めた関係者にその魅力や可能性を発信する取組が計画されているか。
-----------------------------	--	---

		【理数系人材育成支援】 ・ 理数系人材の量的・質的拡大を図るため、理数系分野への進路選択の幅を広げる取組や理数的素養を養う取組を実施する計画となっているか（大学等との連携を含む）。 ・ 理数系の素養の習得又はその拡充を図る学習が確実に行われるよう、新たに取り組む教育内容を既存の教育課程の体系に取り込む計画となっているか。 ・ 文理横断的なカリキュラム編成や、理系を選択する生徒の割合増の実現に向けた取組であることが明確となっているか。 【多様な学習ニーズに対応した学習機会の確保】 ・ 地域の状況・課題や生徒の学習ニーズを具体的に把握・分析し、それらに対応した教育手法・教育内容等を学校のカリキュラム等に反映し、実現する計画となっているか。 ・ 上記の教育手法・教育内容等の実現に必要な設備等の環境整備や、学校間または外部機関との連携体制構築等の取組が適切に計画されているか。 ・ 生徒の興味・関心を喚起し、卒業後の進路選択に資するような工夫のある取組となっているか。
	改革先導拠点における推進体制、外部機関との連携・協働、取組・成果普及の方略（15点）	・ 教育委員会事務局と学校の役割分担、及び各改革先導拠点における担当者の役割分担が、明確かつ妥当に設定されているか。また、必要な人員の増強やコーディネーターの配置など、改革先導拠点において新たな取組を実現する体制が、具体的かつ妥当に設定されているか。 ・ 産業界、首長部局、大学等関係者、地域団体などが参画するコンソーシアム・協議体

		等の継続的な連携体制が確保されているか。その上で、地域の人材育成方針や課題を共有し、それぞれの役割分担を明確にして取組に生かすことのできる、具体的かつ妥当な提案となっているか。 ・ 改革先導拠点と連携する協力校を特定し、連携内容を具体化するなど、成果普及の方略が、具体的に設定されているか。
	改革先導拠点における教員の資質・能力向上と持続可能な執務環境の構築(10点)	・ 改革先導拠点において、教員の資質・能力の向上を目指す方策が、明確かつ妥当に設定されているか。 ・ 既存の取組の縮減や業務の効率化を含め、改革先導拠点の教師が試行的な取組や授業研究等に注力する時間を確保できるようにするための働き方改革の推進の計画が、具体的かつ妥当に設定されているか。
	改革先導拠点における教育改革に要する経費の効果的・効率的な使用等(10点)	・ 提案された教育改革の取組が確実に実行できるよう、教育改革に要する経費が、過大に計上されておらず必要十分であり、実現可能かつ効果的・効率的に使用する計画となっているか。また、改革先導拠点において実施する施設整備等が、提案された教育改革の内容と一体不可分のものであるか。 ・ 本事業が令和7年度補正予算で措置されたものであること等を踏まえて、可能な限り早期の事業実施に取り組む提案となっているか。

Ⅲ. その他

1. 開示・非開示

(1) 審議内容等の取扱いについて

- ① 審査委員会の会議及び会議資料は、審査の円滑な遂行確保の観点から原則非公開とする。ただし、審査委員会が公開とすることを決定したときは、この限りではない。
- ② 採択された都道府県の提案は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広

く社会へ情報提供することとする。そのため、申請時に公表用の「事業計画の概要資料」（公募要領様式4）を改革先導拠点ごとに提出することとする。

（2）委員について

審査委員会の委員の氏名は、全ての審査終了後、公表することとする。

2. 審査委員の遵守事項

（1）秘密の保持

- ① 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。
- ② 審査委員会において取得した情報（申請書等各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。
- ③ 審査資料等は、事業計画の採否の判定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。

（2）利害関係者の審査

- ① 審査委員は、審査を担当する都道府県の中に次のいずれかに該当するものがあつたときは、すみやかに文部科学省初等中等教育局高等学校振興課に申し出なければならない。
 - ア 事業計画書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があつた場合。
 - イ 審査委員が所属している都道府県から申請があつた場合。ただし、審査委員が当該都道府県の設置する学校に所属している場合は、当該学校が事業計画書内の改革先導拠点として申請されている場合に限る。
 - ウ 審査委員が過去2年以内に所属していたと都道府県から申請のあつた場合。
 - エ 審査委員が過去5年以内に提案団体である都道府県と取引があり、かつ提案団体から対価を審査委員自身が受け取っている場合。
 - オ その他、提案団体である都道府県との間に深い利害関係等があり、当該都道府県の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合。
- ② 前項のアからエに該当する場合、当該審査委員は当該都道府県の審査を行ってはならない。また、オに該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら審査を辞退した場合はその限りではない。
- ③ 審査委員会は、前項の要請を受けた場合は、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

- ④ 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合は審査を行ってはならない。

(3) 不公正な働きかけ

- ① 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、速やかに文部科学省初等中等教育局高等学校振興課に報告しなければならない。
- ② 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

3. その他

- (1) 本要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。

附則 この要項の規定は、追加公募に係る審査から適用する。

応募多数の場合の分科会の開催について

申請多数の場合には、審査委員会として複数の分科会を開催することができる。その場合、それぞれの分科会で審査を担当する都道府県は下表を基準として委員長が定める。

(表)

番号	都道府県
1	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
2	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
3	新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
4	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
5	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
6	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県